

## インドネシア人移住労働者の海外渡航前のL2学習：

### 日本の外国人技能実習制度と韓国の雇用許可制における対照的研究

吹原 豊 (福岡女子大学)

松崎真日 (福岡大学)

助川泰彦 (首都大学東京)

Najoan Franky Reymond (UNIMA)

#### 1. 問題の所在と目的

報告者らはこれまで、茨城県北茨城郡大洗町（以下、大洗町）の日系インドネシア人コミュニティで長期にわたるフィールドワークを行い、コミュニティ成員の生活と日本語習得の実態調査を行ってきた。その大洗町では、2012年から外国人技能実習生（以下、技能実習生）としてインドネシア共和国北スラウェシ州ミナハサ地方出身者の受け入れを開始した。それに伴い、報告者らの調査対象が技能実習生にも及ぶようになった。まだ予備的調査の段階であるが、これまでの調査の結果から、大洗町の技能実習生たちは日本語習得があまり進んでおらず、口頭能力のみに絞っても **CEFR A1** レベルの者が多いことがわかってきている。技能実習生は渡日前に一定期間の日本語教育（事前研修）を受けている。それにも関わらず現状がそのようなことから、事前研修に何らかの問題があると考えられる。事前研修を改善できるとしたら、どのようなことが考えられるであろうか。

その一方で、報告者らは、大洗町での調査と並行して、雇用許可制（以下、**EPS**）によって大韓民国京畿道安山市（以下、安山市）で働いているミナハサ地方出身者の韓国語習得についても同様の観点からの調査を継続中である。

本発表では、大洗町のインドネシア人技能実習生の渡日前日本語教育に着目し、韓国の **EPS** による労働者を対象とした渡韓前韓国語教育との比較を行いながら、それぞれの制度下における語学教育を検証し、問題点を明らかにするとともに、今後の改善のための方策を提示したい。

#### 2. 技能実習生を対象とした先行研究

修・浅野（2001）で述べられているように、今世紀初頭の時点で技能実習生・研修生における日本語習得・日本語教育に関する研究は十分に蓄積されてきたとは言えないものであった。「まず、技能実習生は制度自体の歴史が浅く、また日本語教育が要件ではないため、その日本語習得・教育に関する先行研究はほとんど皆無に近い（修・浅野 2001 p.186）。」のはやむを得ない事実であったにしても、制度の改定を経ながら比較的長期にわたって継続している研修生に関しても、「研修においては **OJT** (on the job training) での技術習得に主眼がおかれ、日本語の習得はそのための手段・副次的目的にすぎないことにある（修・浅野）。」ことを最大の理由として、「研

修生の日本語習得・日本語教育については一定の研究蓄積があるが、しかしやはり多いとはいえない（佟・浅野）。」のが現状であったという。もちろん、佟・浅野以降にも「多現場的民族誌（multi-sited ethnography）」という手法を用いて、「中国人研修生・技能実習生の日本語習得の実態と日本社会・日本人との関わり方、及び、そこでの諸問題を、来日前—在日中—帰国後という生活過程の中で把握することを目指す（馮 2013）」とした試みも現われている。しかし、未だに研究面において十分な関心が払われているとは言えない。

### 3. 渡日前日本語教育

大洗町での就業を希望するインドネシア人技能実習生はインドネシアにおいて以下の内容の事前研修を受けている。

実施機関：LPK（職業訓練校） Matahari Terbit

期間・総費用：日本語未習者 6 ヶ月、既習者 3 ヶ月 双方共 320 万ルピア（1 日 4 時間×5 日/週）

教員：大学の日本語講師（ノンネイティブ）等

教材：『みんなの日本語 I』（一部の参加者は『みんなの日本語 II』の途中まで進む）

内容：文字学習はひらがな、カタカナのほか、『みんなの日本語』から選定した漢字約 50 字を学習。

\*プログラム終了後も、派遣決定まで 1 日 2 時間ずつ学ぶ。

## 4. 日本語習得の現状

### 4.1 調査の概要

まず、2012 年 5 月に第一陣の技能実習生として来日したばかりの 9 人のうち 3 人を対象に聞き取りを行った。続いて、2014 年 8 月に、これも来日間もない第八陣の 5 人を対象に聞き取りを行った。技能実習生自身のほかに、受け入れを行った NPO 法人の代表者 A 氏と技能実習生の受け入れ先である食品加工組合代表の B 氏にも聞き取りを行った。

また、技能実習生が所属するインドネシア人キリスト教会の牧師にも技能実習生が抱える問題や日本語能力についての聞き取りを行った。さらに、牧師への聞き取りに関連して「実習生の中で最も日本語が上手」だとして紹介された C 氏を対象に 2016 年 4 月に OPI（Oral Proficiency Interview）と日本語による聞き取りを行った。

### 4.2 調査の結果

まだ予備的調査の段階ではあるが、上記の調査の結果概ね以下のことがわかった。

- 1) 来日当初の段階ではごく基本的なやりとりだけでも日本語で維持するのは困難であること。
- 2) 大半の技能実習生の日本語レベルは滞日期間に関わらず初級にとどまっていること。

2) に関しては、最も日本語が上手だと言われている C 氏（来日 2 年半）を対象とした OPI の結果が初級の上だったことからそのように推察される。

## 5. EPS による移住労働者

### 5.1 先行研究

習得を促進する要因に関して、日韓におけるインドネシア人コミュニティの比較を通して考察

を試みた吹原・助川（2015）や韓国の雇用許可制語学試験からみた就業前の言語習得についての論考（吹原・松崎・助川 2016）がある。しかし、本稿ではさらに技能実習生の渡日前、EPS による労働者の渡韓前語学教育の比較を通してテーマに迫りたいと考えている。

## 5.2 渡韓前語学教育

EPS での渡韓を希望する者の渡韓前の語学教育は大きく 2 つに分けることができる。1 つは EPS-TOPIK に合格するための学習である。EPS では EPS-TOPIK という移住労働者選抜のための韓国語試験で基準得点（40%以上）を満たすことが必須であるため、受験前に韓国語を学習することになる。多くの場合、私的に私設の語学学校や家庭教師から学ぶか、または独学をする。安山市での雇用許可制で働くインドネシア人労働者対象の聞き取りの際にも、EPS-TOPIK に合格するために語学学校で勉強した者、独学した者がいた。なお、EPS-TOPIK に関しては、受験者のための学習支援として政府からの教科書編纂と配付が行われている。この教科書は『韓国語標準教材』という名称であり、協定締結国に送付されるとともに、EPS-TOPIK 公式ホームページから紙面と音声ファイルを無料でダウンロードできるようになっている。

2 つ目は、基準得点を満たし韓国企業とマッチングが成立した後に行われる事前研修である。この事前研修は EPS の制度に組み込まれている研修であり、韓国政府と送出国との協定に基づき送出国で実施されている。

## 6. 考察とまとめ

以下の表（表 1、2）は、大洗町の技能実習生と安山市の EPS 労働者を対照させたものである。

表 1 採用条件と採用過程

	日本（技能実習）	韓国（EPS）
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○修得しようとする技能が単純作業でないこと</li> <li>○18 歳以上で、帰国後に日本で修得した技能等を生かせる業務に就く予定があること</li> <li>○母国で修得することが困難である技能を修得するものであること</li> <li>○本国の国、地方公共団体等からの推薦を受けていること</li> <li>○日本で受ける技能実習と同種の業務に従事した経験等を有すること</li> <li>○技能実習生（その家族を含む）が、送出し機関（技能実習生の送出し業務等を行う機関）、管理団体、実習実施機関等から保証金等を徴収されないこと。また、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○18 歳以上 39 歳以下</li> <li>○禁固以上の犯罪歴がないこと</li> <li>○過去に大韓民国から強制退去になったことがないこと</li> <li>○（自国からの）出国に制限がないこと</li> </ul>
選考基準	受入れ側の要望を考慮	EPS-TOPIK で 40%以上の得点により求職外国人名簿に掲載
採用基準	受入れ側の要望を考慮	上記名簿から受け入れ側とのマッチングで採用

表 2 渡航前語学学習 \*2 段のものは上段が私的学習、下段が公的学習

	日本（技能実習）	韓国（EPS）	
学習開始時期および時間数	渡日前 既習者 3ヶ月 未習者 6ヶ月	私的学習	EPS-TOPIK 受験前 人により違う 1~3ヶ月
		公的学習	事前就業教育 45時間 (韓国語教育 38時間/韓国文化理解 7時間)
費用	320 万ルピア（時間数によらず）	私的学習	個人負担

	個人負担	公的学習	送出国負担
教科書	みんなの日本語 I (一部はⅡまで)	私的学習	(EPS 労働者向け)『韓国語標準教材』
		公的学習	不明
教員	現地大学日本語教員など	私的学習	主に韓国で労働経験があるインドネシア人
		公的学習	不明
目標	基礎的な日本語の学習	私的学習	EPS-TOPIK の合格
		公的学習	韓国に対する基本理解を持った者の入国を促し、韓国生活への適応力を向上させる
到達度の現状	きわめて限定的 (CEFR A1 相当)		

日本も韓国も政府が直接語学教育を実施することはないという点では同じであるが、違いもある。決定的な違いは、韓国では渡韓を希望する者に対して EPS-TOPIK という韓国語能力試験を課し、それへの合格を渡韓の必要条件とするという明確な基準があることである。また、EPS-TOPIK の実施にあたって韓国政府による教科書編纂・配布という形での学習支援が存在するという点である。韓国では、同制度の導入によって識字能力も含む一定の韓国語能力が担保された労働者の受け入れが可能になり、さらに斡旋業者の関与がなくなった。制度の違いがあるものの、日本の技能実習生受入れも韓国の事例等を参考にしつつ、事前研修の改善を進めていくことが望まれる。

## 7. 今後の展望

現状を見ると、日韓両国ともに、移住労働者のホスト言語習得に関する到達度はきわめて限定的なものとなっている。労働者には目標言語を習得する希望があり、制度的にも学習の機会がありながら、なぜ学習の成果が上らないのか、その原因を究明していきたい。

### 【参考文献】

- 修・浅野 (2001) 「縫製業の中国人技能実習生・研修生における日本語習得と社会的諸関係に関する実証的研究 (1)」『神戸大学発達科学部研究紀要』8 (2)、183-210
- 馮偉強 (2013) 「中国人研修生・技能実習生の日本語習得とニッポン」『愛知大学国際問題研究所紀要』(142)、153-181
- 吹原 豊・助川泰彦 (2012) 「茨城県東茨城郡大洗町で就労するインドネシア人移住労働者の生活と日本語習得の実態調査」『国際社会研究』創刊号、43-55
- 吹原 豊・助川泰彦 (2015) 「移住労働者の言語習得を促進する要因についての一考察—日韓におけるインドネシア人コミュニティの比較から—」『国際社会研究』第4号、21-36
- 吹原 豊・松崎真日・助川泰彦 (2016) 「韓国の雇用許可制語学試験 (EPS-TOPIK) からみた就業前の言語習得について」『国際社会研究』第5号、121-140
- 김명광 (2011) 「국내 외국인 근로자 정책과 대안: 특수 목적 한국어 교육을 중심으로」『현대사회와 다문화』1-2、대구대학교 다문화사회 정책연구소、200-225
- 김유정 (2008) 「고용허가제 한국어능력시험 (EPS-KLT) 의 현황과 과제」『이중언어학』38、이중언어학회、95-122